

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 (適用除外)</p> <p>第53条 省略 (新設)</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p>第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 (適用除外)</p> <p>第53条 省略</p> <p><u>2</u> 第2章の2および第3章第1節の規定は、別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>第54条以下 省略</p>